

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金
処遇改善計画書

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンセイワカイ			
法人名	社会福祉法人清和会			
法人所在地	〒	853-3102		
	南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷596-3			
フリガナ	ハタモト ケイ			
書類作成担当者	畑本 慶			
連絡先	電話番号	0959-45-2700	E-mail	fukumi10@crocus.ocn.ne.jp

2 賃金改善計画について

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年2~5月分)	602,648	円	
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	856,912	円	<input type="checkbox"/>
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)			
i)介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年4・5月分)	301,324	円	(136.95) % <input type="checkbox"/>
ii)賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	412,652	円	
iii)うち、基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分) (右側の額はi欄の額の2/3以上となること)	412,652	円	
介護職員の賃金改善の見込額(参考)	237,454	円	
うち、基本給等による改善の見込額	237,454	円	(100.00) %
(一月あたり)	118,727	円	
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)	175,198	円	
うち、基本給等による改善の見込額	175,198	円	(100.00) %
(一月あたり)	87,599	円	

【記入上の注意】

- 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
 - I 補助金による賃金改善の見込額が補助金による収入額(補助金の見込額)以上となること
 - II 令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
- ②「賃金改善の見込額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

<input checked="" type="checkbox"/>	処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------

【記入上の注意】

- 「処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)3を参照すること。
- サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることによって算定要件を満たすこととする。
- ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)	基本給	決まって毎月支払われる 手当(新設)	✓	決まって毎月支払われる手当 (既存の手当の増額)		
	上記以外 (必ず選択)	手当(新設)	手当(既存の 増額)	賞与	✓	該当なし(全て基 本給等)	その他 ()
②具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)						
	就業規則の見直し	賃金規程の見直し	その他 () すでに対応している規程がある				
(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。							
処遇改善補助金制度による収入額の範囲において既存の処遇改善手当とは別に手当を毎月支給する。							
③ベースアップの実施予定	✓	実施する	実施しない場合、 やむを得ない事情				
		実施しない					

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。



確認項目	証明する資料の例
✓ 令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
✓ 令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
✓ 補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
✓ 補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
✓ 補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書



✓	令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の支払に係る長崎県国民健康保険団体連合会から長崎県への支払口座情報の提供に同意します。(別紙様式2-2 ③に「○」を付けた場合、この欄への「✓」は不要です。)
✓	計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。
令和 6 年 3 月 28 日 法人名 社会福祉法人清和会 代表者 職名 理事長 氏名 大角 洋一	

【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

【記入上の注意】
 ・処遇改善支援補助金計画書は、提出先の都道府県内に所在する事業所・施設であれば法人一括での作成が可能であり、全体で補助金額以上となる資金改善等の要件を満たしていればよいこと。
 ・介護職員処遇改善支援補助金の申請は、1施設に1枚に記録し、まれにない場合は、複数、各施設別に行うこと。
 ・介護職員処遇改善支援補助金の申請は、介護職員処遇改善の目標達成を目的として、国保連合会に各施設に所属している介護職員等の給与等の支払先口座のうち、都道府県ごと、法人ごとに振り込まれること。
 ・②の別列で、①の目標達成以外の事業所の「国保連合会」への振り込み口座への振り込みを希望するが、別添、都道府県別の指定する様式で法人、事業所の振り込み口座情報等を都道府県に届け出た上で、③に「○」を付けること。

法人名	社会福祉法人清和会
介護職員処遇改善支援補助金額(見込額)の合計[円](c)	602,648
うち、令和6年4-5月分の補助金額(見込額)の合計[円](f)	301,324

通し番号	介護施設事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	ベアウェアの算定標準(令和6年4月から算定見込みである場合を含む)	一月あたり介護報酬単位数(単位)(a)	1単位数あたりの単価[円](b)	交付率(%)	交付対象期間(d)	介護職員処遇改善支援補助金の見込額(e)(a×b×d) [円]	うち、令和6年4-5月の補助金の見込額(f)(g×1/2) [円]	①目標達成の希望(希望してもない場合「○」) (注)希望している口座のうち、振り込みの希望	②のいずれか又は③に○(全体で1つのみ)に○
			都道府県	市区町村											
1	4271601413	長崎県	長崎県	新上五島町	特別養護老人ホーム 福見の園	介護老人福祉施設	○	925,976	10,000	0.9%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	333,348	166,674	○	—
2	4271601439	長崎県	長崎県	新上五島町	特別養護老人ホーム 福見の園	(介護予防)短期入所生活介護	○	221,914	10,000	0.9%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	79,888	39,944	—	—
3	4271601306	長崎県	長崎県	新上五島町	特定施設入居者生活介護事業所 瑞雲荘	地域密着型特定施設入居者生活介護	○	591,915	10,000	0.8%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	169,412	94,706	—	—
4							—		10,000		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
5							—		10,000		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
6							—		10,000		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
7							—		10,000		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
8							—		10,000		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
9							—		10,000		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
10							—		10,000		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
11							—		10,000		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
12							—		10,000		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
13							—		10,000		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
14							—		10,000		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
15							—		10,000		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
16							—		10,000		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
17							—		10,000		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
18							—		10,000		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
19							—		10,000		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—
20							—		10,000		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			—	—